

新福監第185号
令和5年11月1日

指定障がい福祉サービス事業者等の管理者様

新潟市福祉部福祉監査課長

指定障がい福祉サービス事業者等の集団指導の実施について（通知）

日頃から本市の指定障がい福祉サービス事業等につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、近年本市では障がい福祉サービス事業所において運営基準違反や不正請求による行政処分が多発しており、サービスの低下を始めとして利用者への影響が危惧されるところです。

また、全国的に福祉施設における虐待事案も大きな社会問題となっており、本市でもより一層の虐待防止措置を図る必要があります。

こうしたことから、「報酬請求におけるの注意点」及び「虐待の防止」の2点に絞り、制度の改めでの周知徹底と適正運営を図るための集団指導を実施することといたしました。

各事業者様におかれましては、これを機に制度への理解を深めていただくとともに、法令遵守体制をより一層強化していただくようお願いいたします。

なお、詳細につきましては下記をご覧ください。

記

1 対象者

新潟市内の全指定障がい福祉サービス各事業者
※休止中の事業所も指導対象です。

2 掲載資料

- (1) 報酬請求において特に気を付けるべき事項について
- (2) 障がい者虐待防止について

3 受講方法

上記(1)～(2)の資料について、下記アドレスの新潟市福祉監査課のホームページに資料及び解説動画を掲載しますので、内容をご確認ください。

トップページ>健康・医療・福祉>福祉・生活保護>社会福祉施設・法人等指導監査
>集団指導資料

<https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenfuku/sidoukansa/syuudansidou/syougaisyuudan.html>

4 受講確認

受講状況を確認するため、受講した後、「新潟市オンライン申請システム (e-NIIGATA)」により受講した旨を市に報告してください。

なお、令和5年度より申込みシステムが新しくなり、ログインIDの登録作業等が必要となっていますのでご注意ください。

新潟市オンライン申請システム URL 及び QR コード

<https://lgpos.task.asp.net/cu/151009/ea/residents/procedures/apply/c26a2cfe-dfef-4a20-83a5-b58f21105794/start>



5 受講確認受付期間

令和5年11月1日(水)～11月30日(木)

※期限を過ぎると受講確認の報告は出来なくなるのでご注意ください。

6 注意事項

(1) 新潟市オンライン申請システムでの受講確認は、必ず1サービス種別につき1回ずつ行ってください。1サービス種別で複数回の報告を行わないでください。

※例：同一事業所の管理者とサービス管理責任者がそれぞれ受講報告を行うなどの行為は行わないでください。

(2) 期限内に報告が無い場合、集団指導の受講がなかったものとして、実地指導の優先対象とします。

7 その他

(1) 集団指導は、法令に基づく指導であり、研修ではありませんので、視聴時間の業務上の取扱いについて特段のご配慮をお願いします。

(2) 指導内容についてのご質問がある場合は、受講報告時のフォームからお願いします。

(3) 複数種別を運営している法人におかれましては、全サービス種別で受講確認申込みが行われているかよくご確認いただきますようお願いします。

(4) 新潟市オンライン申請システムの該当ページに本集団指導に関するQ&Aも掲載しておりますので、併せてご確認ください。

【担当】

新潟市福祉部福祉監査課 野口

TEL : 025-226-1185 FAX : 025-225-6304

E-mail : kansa.wl@city.niigata.lg.jp